

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(サービス提供責任者)

第1条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号。以下「条例」という。）第6条第4項に規定する規則で定める者は、厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に定める者とする。

(文書の交付に代えることができる電磁的方法等)

第2条 条例第9条第2項（条例第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第120条第2項、第135条、第146条、第152条第2項（条例第181条、第188条及び第204条（条例第216条において準用する場合を含む。）並びに条例附則第29項において準用する場合を含む。）、第221条第4項、第243条第4項、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める方法（以下「電磁的方法」という。）は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法であって次のア又はイに掲げるもの

ア 事業者の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下同じ。）と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて情報を送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 条例第9条第4項（条例第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第120条第2項、第135条、第146条、第152条第2項（条例第181条、第188条及び第204条（条例第216条において準用する場合を含む。）並びに条例附則第29項において準用する場合を含む。）、第221条第4項、第243条第4項、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に規定する方法のうち事業者が使用する方法

(2) ファイルへの記録の方式

(指定通所介護事業者等の食事の提供に要する費用)

第3条 条例第103条第4項（条例第131条、第135条及び第146条において準用する場合を含む。）に規定する条例第103条第3項第3号（条例第131条、第135条及び第146条において準用する場合を含む。）に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）第1号及び第2号に定めるところによる。

(準耐火建築物とすることができる指定短期入所生活介護事業所等の要件)

第4条 条例第151条第1項第2号に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 当該事業所において、当該事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長）又は消防署長と協議の上、条例第168条（条例附則第29項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する条例第110条に規定する計画（次号において単に「計画」という。）に利用者の円滑かつ迅速な避

難を確保するために必要な事項を定めること。

- (2) 当該事業所において、条例第168条において準用する条例第110条に規定する訓練を、計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - (3) 当該事業所において、火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第151条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) 当該事業所の建物が、スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 当該事業所において非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。
 - (3) 当該事業所の建物が避難口の増設、利用者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により利用者の円滑な避難が可能な構造であり、かつ、当該事業所において避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。

(指定短期入所生活介護事業者の食事の提供に要する費用等)

第5条 条例第154条第3項第3号(条例第188条において準用する場合を含む。)及び第173条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号)第1号イ及びへに定める基準とする。

2 条例第154条第3項第4号(条例第188条において準用する場合を含む。)及び第173条第3項第4号に規定する規則で定める基準は、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等第2号に定める基準とする。

3 条例第154条第3項第5号(条例第188条において準用する場合を含む。)及び第173条第3項第5号に規定する規則で定める場合は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居室と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合とする。

4 条例第154条第4項(条例第188条において準用する場合を含む。)に規定する条例第154条第3項第1号から第4号まで(条例第188条において準用する場合を含む。)に掲げる費用及び条例第173条第4項に規定する同条第3項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによる。

(準耐火建築物とすることができるユニット型指定短期入所生活介護事業所等の要件)

第6条 第4条第1項の規定は、条例第171条第1項第2号に規定する規則で定める要件について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第168条(条例附則第29項において準用する場合を含む。次号において同じ。)」とあるのは「第181条又は条例附則第29項において準用する条例第168条」と、同項第2号中「第168条」とあるのは「第181条又は条例附則第29項において準用する条例第168条」と読み替えるものとする。

2 第4条第2項の規定は、条例第171条第2項に規定する規則で定める要件について準用する。

(指定短期入所療養介護事業者の食事の提供に要する費用等)

第7条 第5条第1項の規定は、条例第193条第3項第3号及び第208条第3項第3号に規定する規則で定める基準について準用する。この場合において、第5条第1項中「第1号イ」とあるのは、「第1号ロ」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項の規定は、条例第193条第3項第4号及び第208条第3項第4号に規定する規則で定める基準について準用する。

3 第5条第3項の規定は、条例第193条第3項第5号及び第208条第3項第5号に規定する規則で定める場合について準用する。

4 第5条第4項の規定は、条例第193条第4項に規定する同条第3項第1号から第4号までに掲げる費用及び条例第208条第4項に規定する同条第3項第1号から第4号までに掲げる費用について準用する。

(特殊な療法等)

第8条 条例第196条第5号(条例第216条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める特殊な療法、新しい療法等は、厚生労働大臣が定める療法等(平成12年厚生省告示第124号)に定める療法等とする。

2 条例第196条第6号(条例第216条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品(平成12年厚生省告示第125号)に定める医薬品とする。

(耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない指定特定施設の要件)

第9条 第4条第2項の規定は、条例第220条第2項及び第242条第2項に規定する規則で定める要件について準用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。